

「緑の雇用」事業による研修助成を希望される林業事業体の皆様へ
(平成 31 年度事業の実行と事前申請手続について)

平成 31 年 2 月 18 日
全国森林組合連合会
担い手・雇用対策部

林業事業体の皆様におかれましては、日頃より地域林業の発展に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「緑の雇用」事業につきましては、皆様も御承知のとおり、人材育成ニーズが増加する中、平成 30 年度は、事前審査制度に基づき、研修生数の事前把握に努めてきた結果、助成金の減少の中、一部助成金の留保を行ったものの、申請いただいたすべての研修生数を割当することができました。

平成 31 年度事業におきましても、限られた国の予算の中でより多くの林業就業者が支援の対象となるよう、効率的な事業実施に向けて、別紙（見直しのポイント）のとおり事業体の採択要件や、助成内容の見直しなどを行うこととなりました。

事業実施主体である全国森林組合連合会としましては、これらの見直しを踏まえ、事業の円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、補助金を適正に執行するために、事業開始までに確度の高い申請予定の研修生数を把握し、予算額に応じた事業計画を作成しなければなりません。

このため、平成 31 年度に「緑の雇用」事業による研修助成を希望される事業体の皆様におかれましては、『予備登録申請書』に必要事項を記入するとともに、申請予定研修生数については、研修を受講することが確実な者について記載し、期限までに地方とりまとめ機関を經由して提出いただくようお願いいたします。

なお、助成費の割当は、平成 31 年度予算の成立後に行うこととなりますが、(予備)登録申請書によって把握する「研修生の定着状況」、「森林管理経営法への対応」、「就労条件の改善」及び「労働安全対策」の各項目を審査・採点することによって、研修生の人数の割当の準備を進めてまいりますので、研修助成を希望される林業事業体の皆様におかれましては、必ず提出していただきますようお願いいたします。また、記入に当たりましては、記入漏れや数値の単位間違い等のないよう御注意願います。